

R3.6.1から神奈川県内の自動車営業の取扱い(区域、申請先)が変わります！

令和3年6月1日以降に神奈川県内で新たに許可等を受けた営業車について、県内にある他自治体においても営業を認めあう運用を開始します。

【注意】令和3年6月1日より前に許可等を受けた営業車の営業範囲は従来どおりです。

運用にあたり、手続き等は次のとおりとなります。

R3.6.1以降に神奈川県内のいずれかの自治体で営業許可を取得又は営業届出をすれば、県内の他の自治体での手続きは不要になります。

申請場所について

申請は(1)営業車の車庫(車の保管場所)の所在地、(2)営業車を管理する事務所等の所在地(3)営業者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)の自治体の保健所等で行ってください。

神奈川県内に該当する場所がない場合は、主たる営業地の自治体の保健所等で行ってください。

- 営業車の車庫(車の保管場所)の所在地は県内ですか？ → **はい**: 県内の営業車の車庫の所在地を管轄する保健所等に申請
- ↓
いいえ
- ↓
- 営業車を管理する事務所等の所在地が県内ですか？ → **はい**: 県内の営業車を管理する事務所等の所在地を管轄する保健所等に申請
- ↓
いいえ
- ↓
- 営業者の住所は県内ですか？
(法人の場合は、主たる事務所の所在地) → **はい**: 県内の営業者の住所等を管轄する保健所等に申請
- ↓
いいえ
- ↓
- 主たる営業地を管轄する保健所等に申請

許可取得後に(1)～(3)の所在地に変更があった場合は、有効期間満了時には**変更先の自治体で新規で営業許可**を取得することとなります。

営業区域、指導等について

営業区域、指導等に関する事等について、神奈川県内保健所設置自治体(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町を含む))で、「自動車による移動食品営業に関する申し合わせ書」により、許可を受けた(届出た)自治体以外の神奈川県内の区域においても営業が認められ、営業中はその営業区域を所管する自治体が指導を行います。

変更や廃業の届出について

申請事項の変更や廃業の届出は、許可を受けた(届出た)自治体の保健所等で行ってください。

注意事項

許可申請時の必要書類や手続きは自治体によって異なりますので、事前に手続き先となる自治体の保健所等へ確認の上、手続きを行ってください。

窓口等問合せ先

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町を含む)の保健所・保健センター
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p19321.html>

上記の6市を除く神奈川県域の保健福祉事務所等
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p1221796.html>



令和3年6月1日から、自動車による移動食品営業の許可が変わります！

自動車に施設を設けて行う飲食店・菓子製造・食肉処理・魚介類販売・届出営業については、食品衛生法に基づき営業許可申請等が必要です。

施設基準(飲食店営業又は菓子製造業)

これまでの施設基準から以下の点が大きく変わります。

なお、調理をする場所と外を区画することや、手洗い・洗浄設備等を備えることは、これまで同様に必要です。

①従業者用の流水式手洗い設備の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造のものを設置してください。(レバー式、センサー式など)

②業務計画(営業車で取り扱う品目、提供食数、調理又は製造工程、使用する水の量等)に基づき、取り扱う食品に応じたタンク容量の整備が必要です。

※令和3年5月31日以前に許可を受けている営業車についても、有効期限満了に伴い引き続き営業を行う場合、新たな基準を満たす必要があります。

必要な給水・廃水タンクの容量	食品及び食器類の取扱い
200リットル以上	大量の水を要する調理 複数の工程からなる調理 使い捨て以外の食器も使用する
80リットル以上	大量の水を要しない調理 使い捨ての食器を使用する
40リットル以上	大量の水を要しない調理 単一品目又は簡易な調理のみを行う 使い捨ての食器を使用する 例)アメリカンドッグを揚げる又は加温する、焼き鳥を焼く又は加温する

取扱食品

固定店舗に比べ衛生管理が困難なことから以下の食品の提供は控えてください。

- ①既製品以外の氷(冷却など調理に使用する場合も含む。)
 - ②非加熱又は加熱不十分な状態で提供する食肉、魚介類又は卵を含む食品
 - ③営業車内で生鮮食品を下処理から調理した食品等
- 詳しくは、申請地を管轄する保健所等にお問い合わせください。

旧法許可をお持ちの方へ

令和3年5月31日以前に、神奈川県内のいずれかの自治体から自動車における営業許可を受けている営業車が、他の神奈川県の営業区域で営業する場合又は有効期間満了に伴い引き続き営業を行う場合は裏面の「申請場所について」に記載されている自治体の保健所等にご相談ください。